

# 陳 情 書

平成 30年6月7日

島根県議会議長  
大 屋 俊 弘 様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北 川 泉 印

(連絡先 0852-22-7316)

## 件名 原発立地自治体と30キロ圏内自治体との権利平等化のための 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保に関する協定」 の改定を行うことについて

### 1. 要旨

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」(原子力安全協定)を改訂し、原発が立地する松江市と30キロ圏内自治体との権利格差を解消してください。この改定前には、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の「事前了解」の諾否についての検討に着手しないでください。

### 2. 陳情理由

中国電力は平成30年5月22日、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求めました。

島根原発で事故が発生すれば、松江市の境界線を越えて、周辺部は壊滅的な被害を被る恐れがあります。その危険があるからこそ30キロ圏内の周辺自治体は、福島原発事故以降、広域避難計画の対象とされ、避難計画の策定が義務化されています。

ところが、30キロ圏内の周辺自治体は、原子力発電所の新增設等に対して、了解する権利(同意権)を持っていません。今回の3号機の新規制基準適合性審査請求においても、周辺自治体は「事前報告」の対象とされるが、「事前了解」をするかしないかの意思決定権は与えられていません。

この問題を最初に解決した日本原子力発電・東海第2原発の新安全協定に学び、安全協定の改定を行ってください。島根県は、この改定前に、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の「事前了解」諾否の検討に着手しないでください。

# 陳 情 書

平成 30年6月7日

島根県議会議長  
大 屋 俊 弘 様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北 川 泉 印

(連絡先 0852-22-7316)

## 件名 島根原子力発電所に係る「検討委員会」を設置し、島根原発 3号機に関する十分な検討と審議を行うことについて

### 1. 要旨

島根原子力発電所に係る「検討委員会」を島根県行政部局に設置し、島根原子力発電所3号機に関する十分な審議を行ってください。

### 2. 陳情理由

(1) 中国電力は平成30年5月22日、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

“審査請求を事前了解して審査を急ぐが、新規稼働をするか否かは審査結果を見て決めればよい”という、「審査請求の事前了解」と「新規稼働の最終判断」との形式的切り離し論が聞こえてきます。しかし、この二つを言葉面（づら）だけで切り離すことはできません。なぜならば、適合性審査は、最終目的たる3号機の新規稼働のために欠かせない通過点だからです。したがって、適合性審査請求の事前了解が求められてきた現段階で、3号機をめぐる住民の疑問点や意見を含め賛否両論について徹底的に熟議すべきです。

(2) “中国電力は早期申請を目指しており、今は議論・検討する時間はないから、形式的に事前了解すればよい”という意見もあります。しかし、事前了解の諾否を中国電力に回答する時期については、前記の検討を経て、30キロ圏内自治体が存在する島根・鳥取両県の合意形成を得るまで待つべきです。

その理由は、化石燃料価格の上昇で中小企業の経営が圧迫されないように原発の稼働

が望ましいという趣旨の推進意見がある一方では、各種世論調査において回答者のおよそ7割が「原発はない方がよい」と答えているのが現実であり、住民の合意形成を図るためには、熟議を重ねる時間軸が必要です。

その参考となるのが、新潟県の柏崎刈羽原発6・7号機の再稼働に関する新潟県の「検証委員会」の検討期間の確保と、東京電力に対する再稼働の諾否回答時期の延長です。新潟県議会で米山知事（当時）は「県民の命と暮らしを本当に守ることができるかどうかを確認できるまで徹底的に検証を進める」として、「検証の見通しについて申し上げることはできないものと考えている」としつつも、「3、4年かけた検証」の必要性を述べています（平成29年12月議会）。

この回答時期の延期は、電力会社にとっては原子炉の操業休止による経営問題となりますが、東京電力は事実上受け入れてきました。それは、地方自治法に「住民の福祉の増進を図ることを基本とする」（第一条の二）と定められた地方自治体の公共性が慎重に配慮された結果と考えられます。

（3）島根原子力発電所3号機に関する十分な検討を行うためには、島根原子力発電所に係る「検討委員会」（仮称）を県行政部局に設置する必要があります。

現在、島根県には、島根県原子力安全顧問設置要綱によって「島根県原子力安全顧問」が置かれていますが、その職務は、知事の求めに応じた「助言」と「立ち入り調査に同行」するのみで、地域社会から必要とされる専門の検討体制ではありません。

前述した新潟県の「検証委員会」は、「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」、「新潟県原子力発電所事故による健康と生活への影響に関する検証委員会」、「新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会」と、これら3つの検証を総括する「新潟県原子力発電所事故に関する検証総括委員会」を置く検証体制を備え、地元と全国からの研究者と専門家を配置しています。そして現在では、新潟県の「検証委員会」とは別に、東京電力ホールディングスと新潟県の合同検証委員会が行なわれています。

新潟県の検証体制をも参考として、島根原子力発電所に係る「検討委員会」（仮称）の設置により、原子力発電所に係る政策科学の確立を図り、島根原子力発電所3号機に関する十分な検討・審議を行ってください。

-----